

令和4年度瑞浪市議会報告会開催要領

1 趣旨

市民のためのまちづくりを実現するためには、二元代表制の一翼を担う議会は、その役割を適切に果たすことはもとより、市民にさらに信頼される身近で開かれた存在となっていく必要がある。

瑞浪市議会では、議会基本条例第5条に規定したように、市政の諸問題に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に情報及び意見を交換するため、議会報告会を開催する。

議会報告会を通して、市民と多くの課題を共有し、得られた意見は整理・分類して適切に対応するとともに、今後の議会活動に活かしていくものとする。

2 日時・会場

1) 11月8日(火)、11月9日(水)、10日(木)及び11日(金) 19:00～20:30頃

2) 会場：市内8会場(17時から21時で予約しています。)

日時	会場	挨拶	司会者	担 当 議 員 ※基本的に、選出地議員を配置	事 務 局
11月8日(火)					
1	防災センター 研修室(40人まで)	熊谷	大久保	8人	2名
2	瑞浪市民体育館 第2競技場	山下	辻	8人	1名
11月9日(水)					
3	瑞浪市総合文化センター 講堂	山下	渡邊	10人	2名
4	日吉コミュニティセンター ホール	熊谷	奥村	6人	1名
11月10日(木)					
5	陶コミュニティセンター ホール	熊谷	柴田幸	8人	1名
6	釜戸コミュニティセンター ホール	山下	大久保	8人	1名
11月11日(金)					
7	稲津コミュニティセンター ホール	熊谷	奥村	8人	1名
8	大湫コミュニティセンター 講堂	山下	柴田幸	8人	1名

参加者は、瑞浪地区は16名～40名、土岐地区は16名～30名、その他各地区12名～25名を想定。

3 次第

- 1) 開会のことば・議員紹介 1分 (司会者) 広報委員
- 2) あいさつ 3分 (議長・副議長)
- 3) 議員紹介 2分 (司会者) 広報委員
- 4) 趣旨説明 2分 (担当者)
- 5) 進行説明 2分 (司会者) 広報委員
- 6) 議会報告 15分 (報告者)
- 7) 議会報告に対する質疑応答 5分 (司会者)
- 8) グループワーク 55分 (各進行担当者)

- 9) 全体共有（発表） 6分（担当者）
- 10) 全体共有を受けて、謝辞、閉会 3分（司会者）

4 議会報告・意見交換にあたっての基本的な姿勢

議会報告会は、市議会が主催し、かつ、合議機関として決定及び確認事項に基づき報告するものであり、会派や議員個人の見解を述べる場ではない。従って、質問・意見に対して答弁を求められた際には、議会としての考え方や議論の経過などについて、説明責任を果たすよう努めるものとする。

また、執行機関の立場と混同した捉え方をされぬように十分留意し、執行機関の立場での説得的な説明・答弁等は避けるものとする。

5 趣旨説明

協働が必要となった経緯、これまでの協働の取り組み、今後も地域生活をよりよくするため地域の活性化を図るために、地域住民が力を合わせて自主的に活動することの必要性を説明する。

※広報広聴委員会で原稿を作成

6 議会報告

- 1) 報告内容 第6次瑞浪市総合基本計画の10年の検証結果の報告
- 2) 報告者 報告内容は総合計画特別委員長、副委員長に一任して、報告してもらう
- 3) 報告原稿 報告の準備・配布資料の作成等は、特別委員会と連携して広報広聴委員会が行う。
- 4) 質疑応答 報告者は議会報告後に参加者からの質疑を受け付け、回答する。

7 グループワーク

- 1) テーマ 「協働のまちづくりの課題と展望」
- 2) 進め方
 - ①意見交換は、市民と議会が課題を共有する場と位置づけ、聴取した質問・意見・要望（以下「市民意見」という。）は、議会内での討論や政策形成に繋げていく。したがって、より多くの市民意見を聴取することに重点を置き、個別事案の説明に長時間を割くことや意見に対して否定するような態度は避け、基本的に「市民の意見をお聴きする」という立場で臨むものとする。
 - ②具体的な進め方として、参加者を6人程度のグループに分け、こちらが提示する質問に対する回答を付箋紙に書いてもらい、それをグループ内で一人ひとり理由とともに発表していく流れとする。
 - ③グループごとに議員2名を配置し、進行と記録をそれぞれ受け持つこととする。
 - ④質問は以下の3問とし、1つの質問に対して、記入（3分）→発表（1分×グループ人数）→意見交換（5～10分）の1ターン（15分程度）を行い、それを質問数分繰り返す流れとする。
 - ⑤より多くの市民が発言できるよう運営に配慮する。

- ⑥参加者の個人情報等に十分配慮するものとし、特に参加者自らが言及した氏名、立場以外の呼称等は発言しないものとする。

【グループワークでの質問事項】

- (1) 「区長、会長、役員、委員のみなさまは、地区をよりよくするためにご自分の役割に励んでおられます。(市民参加がある場合：市民のみなさまは、地区の活動、清掃活動などの参加を通じて、地区の絆と地域の活性化に貢献していただいております。)この活動が今回のテーマの協働ですが、みなさんの活動における課題は何でしょうか。現在抱えている課題、今後問題となると考えられること等、この黄色い付箋を使用して、ご記入をお願いします。」
→模造紙の付箋の課題をグループ分けしながらグループの説明をし、各課題における解決策を考えていただくよう進行する。
- (2) 「これらを、解決するにはどのような方法があるでしょうか。また、これらの課題の解決・解消に向けて既に取り組んでいることがあれば、教えていただきたいです。」
→基本は意見のみを集約する。
※各課題とそれに対する解決策を全体的に説明し、みなさんからの意見を参考に、7次総におけるよりよい協働を議会で議論して検討していく事を伝える。
- (3) 「みなさんから、議会に求めること、期待すること、お話ししたいことがあればご自由にお話ししていただきたいと思います。」
→要望・意見については、基本は集約するのみで、持ち帰り議会で検討して行く旨を伝える。

- 3) 応 答 ①参加者から議員個人の考えを求められた場合は、議会の構成員として良識ある言動に努めるものとする。
②市側に対する質疑については基本的には応じないが、意見等については市側に伝える。

8 班編成

- 1) 編成方法 班編成は6名～10名の体制とし、役割分担は各班で調整を行う。
2) 役割分担 別紙「令和4年議会報告会 各会場の進行及び分担について」のとおり

9 準備・記録・会場報告

- 1) 開場前 ①会場設営は参加議員が協力して行う。
②担当班は、それぞれ打ち合わせを行い、過去の議会報告会の問題点、反省点を可能な限り修正する。
③日程を定め、事前にリハーサルを行う。(未定：10月下旬を予定)
- 2) 開会中 全体において音声を記録する。意見交換時は各班において市民作成の付箋に追加すべき内容を、記録担当議員が付箋に記録して模造紙に添付し、最終の状況の写真撮影をして記録とする。

- 3) 閉会后 ①参加議員は、各会場の運営上の課題や問題点を各班長（議長・副議長）に報告し、当日の記録・まとめを担当する広報広聴委員が記録する。
②当日の記録・まとめを担当する広報広聴委員は、速やかに会場毎の報告書を作成する。
- 10 来場者アンケートの実施
- 1) アンケート 来場者アンケートを実施する。アンケートの内容は次に掲げる項目とする。
①議会報告会の感想・評価
②報告・意見交換テーマに関する意見
③市議会に対する要望・意見
④その他必要な事項
- 2) 作成 議会広報広聴委員会がアンケートを作成する。
- 3) 集計・分析 ①議会広報広聴委員会にてアンケートの集計、分析を行う。
②議会広報広聴委員会は、アンケートの記載内容を一読し、その後開催する議会報告会の運営に反映すべき事項があれば申し送る。
- 11 報告書の作成
- 全体報告 ①議会広報広聴委員会は、開催に関する記録を残し、また次回以降の参考とするため、議会報告会報告書を作成し、議長に提出する。
②議会報告会報告書には、総括、開催要領、会場毎報告書、アンケート集計・分析結果、写真その他必要な事項を記載する。
- 12 市民意見の取り扱い
- 1) 整理 ①議会広報広聴委員会は、報告会での市民意見及びアンケートに記載された意見を整理し、内容を要約してまとめたものを議長に提出する。
- 2) 対応 ①議長は、市民意見等に対する対応を、市議会の機関に指示する。
- 13 記録・資料の公開
- 1) 公開範囲 ①市議会の姿勢、議会報告会への取り組み、市民意見への対応状況を市民に明らかにするため、議会報告会に関する記録・資料は原則として公開する。
②市民意見等への対応状況は、可能であれば処理経過を公開する。
③議会報告会参加者に対して、会場での発言、写真、アンケート記載内容を公開することについて、意見交換前に説明し、了解を得る。
- 2) 公開方法 記録・資料は、みずなみ議会ちゃんねる。及び市議会ホームページその他の方法で公開する。
- 14 広報宣伝
- 1) 広報 ①10月1日号広報みずなみに掲載する。また、記者クラブに情報提供する。

②11月1日号「議会ちゃんねる。」に開催月日、テーマ等を掲載する。

2) ホームページ 瑞浪市サイト内市議会ホームページに随時事前情報を掲載する。

①掲載範囲 開催案内、開催要領、チラシ

②掲載時期 公開できる情報がまとまり次第、随時掲載する。

3) チラシ等 チラシを作成し、周知する。

4) その他 連合区長会（各地区区長会）、各地区まちづくり役員会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会社協支部連絡協議会、社会福祉協議会ボランティア連絡協議会、体育協会、交通安全協会、市PTA連合会、子ども会連合会、青少年育成市民会議に対して、文書及びチラシをもって周知及び参加のお願いに伺う。

15 新型コロナウイルス感染症対策

マスク、アルコール、非接触体温計、アクリル板を準備して感染予防策を講じるものとする。

緊急事態宣言が発令された場合は各会場での議会報告会を中止し、オンラインによる議会報告会のみで開催が出来るよう検討する。